

**令和7年度
猪苗代町除雪計画書
概要版**

令和7年11月 策定

猪苗代町 建設課 建設係

TEL 0242-62-2118

FAX 0242-62-5175



目 次

1. 目 的	P.2
2. 除雪計画の基本方針	P.2
3. 除雪期間	P.2
4. 路線区分	P.2
5. 除雪実施計画路線	P.3
6. 除雪作業	P.3
7. 除雪機械の配備状況	P.4
8. 排雪作業	P.4
9. 凍結防止剤散布	P.4
10. 雪捨て場	P.5
11. 道路以外の公共施設等の除雪	P.5
12. 除雪パトロール	P.5
13. 除雪記録及び報告	P.5
14. 福島県・磐梯町との相互委託	P.6
15. 関係機関連絡系統図	P.7
16. 早朝除雪出動時系列対応表	P.8
17. 冬期除雪作業における留意事項	P.9
18. 委託業者の対応	P.12



1. 目 的

この計画は、冬期間における町内の道路交通の安全性を確保し、地域産業経済活動に寄与するため、除雪事業に関する基本的事項を定め、除雪作業の円滑な実施を図ることを目的とする。

2. 除雪計画の基本方針

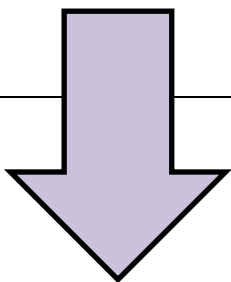
国及び県における除雪実施計画と連携・調整を図りながら、物資の輸送及び民生の安定を図る上で重要な路線について、交通量、道路状況、気象条件及び通学路などの諸要素を考慮して除雪事業を実施するものとする。

3. 除雪期間

通常の除雪体制による実施期間は、12月1日から3月31日までの期間とする。ただし、実施期間以外において除雪の必要が生じた場合は、その都度検討し実施するものとする。

4. 路線区分

除雪実施計画路線は、路線の性格を勘案して次の3区分により作業を実施することとし、作業は第1区分、第2区分、第3区分の順に移行し実施することを原則とする。

区 分	除雪路線	除雪時間の目標
第1区分	①主要幹線 ②バス路線、通勤通学路線 ③公共施設関連路線 ④国・県道連絡路線	(早朝除雪の場合) 午前3時00分から 
第2区分	①第1区分路線の関連路線 ②防災施設への連絡路線 ③集落間の連絡路線 ④公共施設	
第3区分 (生活関連路線)	①第1、第2区分路線以外の 路線(地区内町道) ②その他生活道	通勤・通学に支障のない よう、出来るだけ早朝に 作業完了

※ 道路の構造的条件によるが、通常時は2車線確保を目標とする。

※ 異常降雪の場合は、当面1車線幅員を確保し、待避所を設けるものとする。



5. 除雪実施計画路線

別紙「猪苗代町除雪網図」のとおり

6. 除雪作業

除雪作業は、次の除雪区分によりそれぞれ実施することとする。

(1)新雪除雪

降り積もった路面の雪（新雪）を道路脇に寄せる作業を『新雪除雪』といい、出動基準は以下のとおりとする。

①早朝除雪

- 早朝除雪作業は、午前2時30分の時点における降雪深が、路線区分毎に下表に示す基準を上回ると判断される場合に、午前3時00分から開始する。

区 分	出 動 基 準
第1区分	概ね新雪 10cm
第2区分	概ね新雪 15cm
第3区分 (生活関連路線)	概ね新雪 15cm

- 歩道除雪作業は、降雪深20cm以上または20cmに達する見込みがあると判断される場合に行う。また、道路除雪等によって必要になった場合も行ふものとする。
- 除雪作業は、「17. 冬期除雪作業における留意事項」に従い、それぞれの指定路線を適切に作業実施するものとする。

②深夜除雪

- 深夜除雪作業は、天気予報等の情報により、深夜、早朝にかけて断続的な降雪があると予想される場合において町の指示により実施することとし、午前1時30分より作業を開始する。

(2)拡幅及び路面整正

凸凹の多い不陸、穴、轍など生じ、二輪駆動の車が通常の走行ができない状態や、雪により幅員が減少し交通に支障が出ている場合に出動する。また、路面の状況に応じて必要が生じた場合や町の指示による場合もその都度出動する。



7. 除雪機械の配備状況

除雪計画に基づく除雪機械の配備は、次のとおりとする。

車種別 区分	除 雪 ドーザ	除 雪 ローダ	除 雪 ブルドーザ	ロータリ 除 雪 車	歩道除雪車 (ロータリ)	合 計
直営除雪	18	0	1	1	2	22
民間委託	35	11	0	3	0	49
貸付委託	2	0	0	0	0	2
市町村委託	1	0	0	0	0	1
計	56	11	1	4	2	74

※ 直営除雪

猪苗代町が直接雇用した運転手及び運転助手により実施する除雪

※ 民間委託除雪

直営除雪で対応できない路線で、民間の除雪機械と運転手により実施する除雪

※ 貸付委託

町保有除雪機械を民間に貸し付け実施する除雪

※ 市町村委託

他の自治体保有除雪機械で、他の自治体が実施する除雪

8. 排雪作業

道路除雪のため、道路の両側等に堆積した雪の排雪については、積雪、降雪等の状況を勘案し、次により実施するものとする。

- ① 第1区分、第2区分に該当する町道で、道路交通の安全確保が困難になったと認められるとき。
- ② 排雪を実施しないと雪の堆積場所が確保できず、次回の除雪時に大きな支障になると判断されるとき。
- ③ 排雪を実施しないと学童の通学に危険が生じる可能性があるかと判断される場合。

9. 凍結防止剤散布

第1区分、第2区分に該当する路線で、例年事故の多発する危険な箇所に限り、凍結防止剤散布機積載車両で凍結防止剤を散布する。また、第3区分に属する路線や学校通学路で、凍結防止剤の散布が必要と認められる箇所については、地区住民並びに学校関係者の協力により散布することとする。



10. 雪捨て場

町または民間で除排雪した雪は、下表の指定場所に運搬排雪するものとする。

指 定 場 所	指 定 時 間
猪苗代町運動公園	随 時

※ 住民が自ら運搬排雪する場合は、午前 7 時から午後 5 時までを原則とし、油等の異物は絶対に持ち込まないこと。

11. 道路以外の公共施設等の除雪

除雪指定公共施設以外の公共施設の除雪については、関係部署からの「除雪依頼書」に基づき依頼を受け、実施箇所、実施時期等について協議調整の上実施することとする。

12. 除雪パトロール

(1)巡回の基準

降雪の状況により必要に応じてその都度実施する。

(2)巡回時の確認事項

- ① 路面、路側部構造物及び付属物等の損傷の誘引となる事象の発見
- ② 除雪の支障となる障害物の除去
- ③ 路面整正作業の状況及びアイスバーンの状態
- ④ 幅員が適正に確保されているか、その良否
- ⑤ 雪崩、雪庇及び落石等の有無
- ⑥ 消雪施設の作動状況
- ⑦ 防雪柵、スノーポール等の異常の有無

(3)緊急連絡

巡回員はパトロール中に異常事態を発見した場合は、速やかに町除雪担当職員に報告することとする。

13. 除雪記録及び報告

- (1) 除雪作業員は、除雪機械の稼働状況・除雪状況等を整理し、町除雪担当職員に報告するものとする。
- (2) 除雪作業中、除雪機械に異常があった場合は速やかに町除雪担当職員に報告し、通行の支障にならないよう安全措置を講じるものとする。
- (3) 公共構造物を破損させた場合は速やかに町除雪担当職員に報告しその後の対応を依頼するものとする。第三者に対する事故や物損が発生した



場合は、速やかに第三者の安全確保に努めると共に、町除雪担当職員並びに警察署に通報し事故証明手続きをとることとする。

14. 福島県・磐梯町との相互委託

福島県・磐梯町との間に「除雪契約」を締結し効率的な除雪を実施する。

① 猪苗代町が福島県から受託し除雪を実施する路線

路 線 名 等	区 間	延 長
県道 福島・吾妻・裏磐梯線	高森地区～上村入地区	300.00m
県道 福島・吾妻・裏磐梯線	高森山地区～金堀地区	3,800.00m
県道 上戸停車場線	全線	200.00m

② 猪苗代町が磐梯町に委託し除雪を実施する路線

路 線 名	区 間	延 長
町道 戸ノ口三本木線	磐梯町～三本木線	722.00m
町道 翁島駅前三本木線	県道翁島停車場線～磐梯町	755.80m
町道 三本木線	南ヶ丘牧場～磐梯町	121.20m



15. 関係機関連絡系統図

猪苗代町役場 建設課

TEL 0242-62-2118

FAX 0242-62-5175

郡山国道事務所 会津若松出張所

TEL 0242-23-1241

FAX 0242-72-1471

猪苗代土木事務所

TEL 0242-62-3102

FAX 0242-72-1471

猪苗代警察署

TEL 0242-63-0110

FAX 0242-65-2026

磐梯町役場 建設課

TEL 0242-74-1218

FAX 0242-73-2115

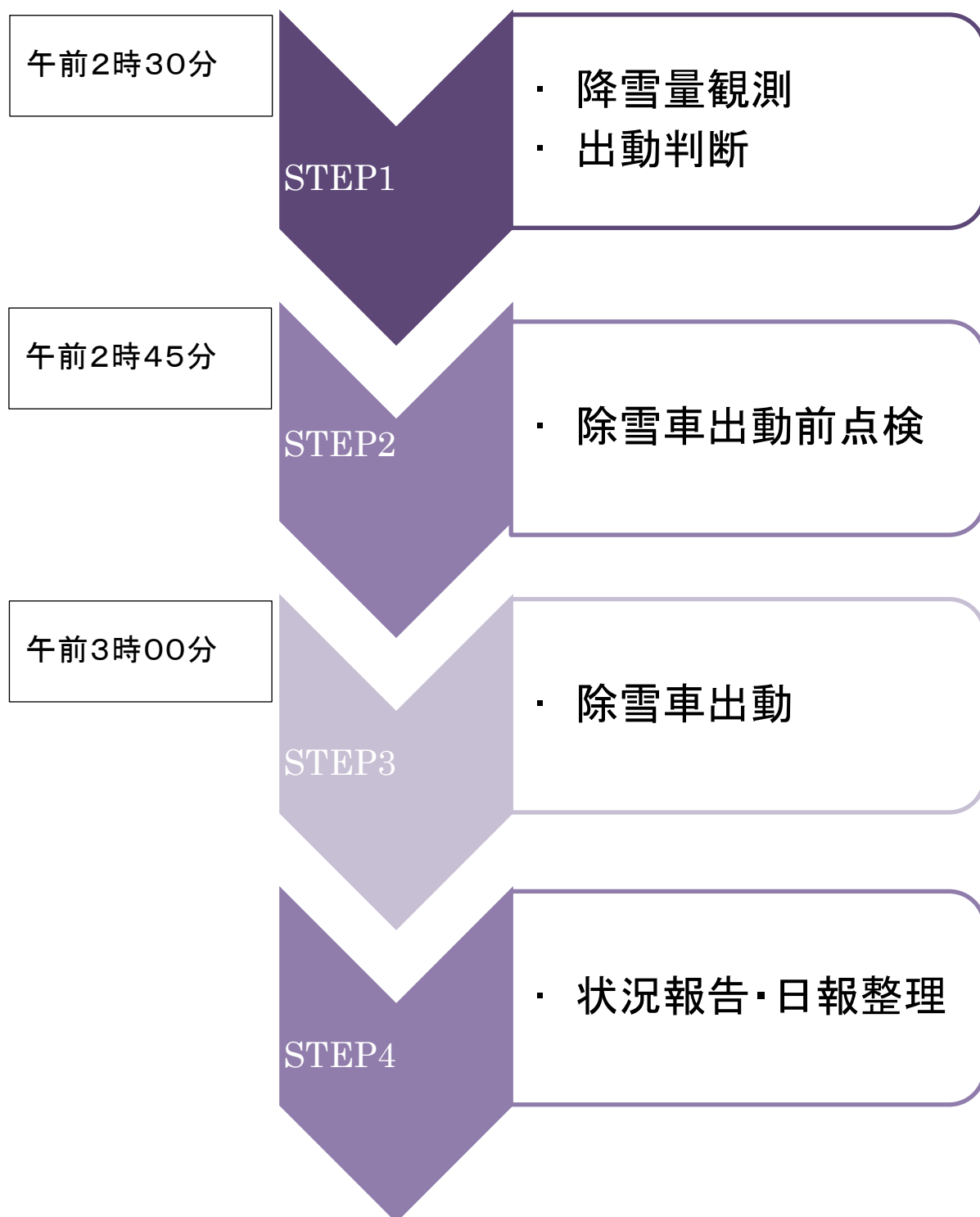
猪苗代消防署

TEL 0242-62-4433

FAX 0242-62-4530



16. 早朝除雪出動時系列対応表





17. 冬期除雪作業における留意事項

基本事項

(1)安全管理

除雪作業は冬期間の悪条件での、交通開放中の道路においての作業であるため極めて困難である。自らが安全に作業するという事はもちろん、騒音、振動等の生活妨害、公衆の生命、身体、財産への危険や迷惑をおよぼさないよう注意する。

特に市街地においては公衆と接する度合いが高いため、交差点等の見通しの悪い箇所で作業する際は十分に注意し、事故防止のために計画時から終始安全対策に心掛ける。

① 安全作業のための道路管理

除雪作業は、迅速、高能率かつ安全を第一としなければならない。したがって除雪体制を整えるため、町除雪担当職員、除雪作業員との間で十分な協議調整を行うと共に、住民に対し除雪に係る協力要請を行い作業を実施するものとする。

② 安全作業上の注意

作業を安全に行うために、スノーポール、標識の整備、除雪機械の正確な取扱い、運転、道路管理などを事前に検討し実行する。具体的な注意として次のようなものがある。

(2)市街地の除雪

① 作業速度

作業速度を落とし、あまり雪を飛ばさないよう、常に除雪された雪の行方を見極めながら安全に作業する。

② 路面上の障害物

マンホール、消火栓、安全地帯、道路鉾などは、除雪作業の障害となるため、事前に調査し、構造物標識を設置して事故や損傷の防止を図る。

③ ロータリ除雪車の投雪

ロータリ除雪車の投雪により、人家、通行人、電線、樹木などを損傷するおそれがあるため、運搬排雪、投雪の積込み以外にはできるだけ使用を避ける方がよい。また固結した雪、氷等の異物が混入していると、除雪機械を損傷したり、異物が飛んで他に危害を与えることがあるので注意する。

(3)市街地以外の除雪

平地部、山間部、いずれも風雪、地吹雪で道路を見失うことがしばしばあるため、スノーポール、標識、電灯、電柱などが唯一の頼りとなる。



雪庇、吹きだまりの発生により、地形や状況に対して不信を感じたら必ず停車し、状況確認後、路肩からの転落事故に十分気を付け作業する。通常、雪庇、吹きだまりが生じる箇所はほぼ決まっているため、その路線に慣れた運転手が好ましいが、慣れのために勘に頼ることのないよう、平素から安全意識を徹底しておく。

また、山間部道路においては、頭上からの雪の崩落にも十分気を付ける必要があるため、危険な雪庇はあらかじめ落とし、雪崩については予防措置をする。危険な場所は作業の中止あるいは人工的に雪崩を発生させる配慮をする。

(4)橋梁、踏切での作業

① 橋 梁

橋梁は降雪前にジョイント部(伸縮継手)をよく点検し、作業中接触事故を起こしたり、破損することのないようにする。

② 踏 切

踏切は必ず一旦停止し、安全を確かめ慎重に通過する。除雪区域に踏切がある場合には、必ず除雪機械に発煙筒を装備し、万一に備えるように心掛ける。特に踏切前後3.0mは慎重に除雪し踏切を破損しないよう心がける。

(5)誘導員による作業

排雪作業を行う際は、安全確保のために必ず交通誘導員(ヘルメット、夜光チョッキの着用、ホイッスル、誘導灯の携帯)を配置し、作業内容及び作業方法等をお互いに十分理解してから作業することとする。

(6)夜間および早朝作業

夜間および早朝作業は特に運転に注意し、担当区間の地理沿道状況を熟知していなければならない。物件の遠近や土地の高低に関して錯覚を起こしやすいので、安全には十分注意して照明の程度に応じた速度で運転する。

(7)便 乗

作業している除雪機械への、飛び乗り、飛び降りをしてはならないのはもちろんのこと、一般歩行者の除雪機械への便乗は安全管理の面から絶対させないこと。

安全知識の徹底

除雪作業における行動は、常に安全第一の周到な注意が払われるよう、平素から作業員に安全知識を周知させると同時に、常に注意を喚起させ事故を未然に防止する。



- ① 作業員は出勤前後の点検整備を完全に実施し、故障による事故や運休のないように努める。
- ② 作業員は常に健康に注意し、道路交通法等の遵守はもちろんのこと、道路交通の状況に応じた安全作業を行う。
- ③ 作業員は作業方法を把握し、作業に対する具体的な指示、指導を徹底し、確信をもって行動できるようにする。
- ④ 作業員は除雪機械の構造、性能をよく理解し、正しく整備された除雪機械を正しく扱い、熟練と安全に努める。

作業上の注意

除雪作業において除雪機械の不具合や町民とのトラブルは避けられない問題であり、迅速な対応が求められる。除雪機械の老朽化や多様化する要望に対応するため、円滑な連絡体制と情報の共有を図り作業にあたるよう心掛ける。

(1)除雪機械の故障・不具合

- ① 除雪機械に異常が発生し作業が困難とされる場合は町除雪担当職員に連絡し、状況を説明する。
- ② 急停止する場合は道路の中心で停止するのを避け、交通に支障がない場所に除雪機械を停止させる。
- ③ まだ作業が残っている場合で除雪機械が故障した場合は、代替りのオペレーターと調整し作業を引き継ぐか、別の除雪機械に乗車し作業を継続する。別の除雪機械が無い場合は助手として別のオペレーターの運転する除雪機械に乗車し除雪対応することとする。ただし、修理業者の手配がつくまでは、除雪機械を放置し作業場所を離れてはならない。

(2)除雪機械による物損・事故について

- ① 作業中に物損した場合は、町除雪担当職員に連絡し状況を説明する。マンホールの破損など、交通に著しく支障がある場合は現場の仮復旧を優先し、町除雪担当職員の指示に従い対応する。
- ② 重大な事故により生命に危険が及ぶ可能性がある場合は人命救助を第一とする。また、町除雪担当職員並びに警察署に連絡し、状況の説明をする。
- ③ 作業後に物損・事故の通報が町にあった場合は、町除雪担当職員が現地に於て状況の確認をする。

(3)町民からの要望

- ① 個人から除雪路線以外の除雪の要望や苦情等があった場合は、基本的に地区区長を通じ町建設課に申し入れしていただくよう丁寧な説明を心掛ける。



18. 委託業者の対応

町から委託された業者も 17. 冬期除雪作業における留意事項を遵守する。
また、物損・事故が起きた場合は速やかに町に連絡し、応急復旧及び交通安全の確保を行う。本復旧については町と協議し決定する。